

---

# 燕市工場等取得資金利子補給金

---

( 支援事業のご案内 )

燕市 産業振興部 商工振興課

### 《 1. 事業の概要 》

市内重点促進区域もしくは工場適地指定地域内に土地の取得を伴う工場等の新設、増設もしくは空き工場の購入を行い、事業を行う際に、金融機関から貸付けを受ける事業者に対してその支払い利子の一部を助成します。

### 《 2. 補助対象者 》

日本産業分類に定める製造業、卸売業および道路貨物運送業を営むもので土地の取得を伴う工場等の新設、増設または空き工場等の取得を行い、なおかつ金融機関から貸付けを受けるもの。

### 《 3. 補助対象事業の要件 》

以下のいずれの要件にも該当するもの

1. 重点促進区域または工場適地指定地域内で土地の取得を伴う工場等の新設・増設を行うもの、もしくは空き工場等を取得し、事業を実施するもの。ただし、当該建物内に事務所等の管理部門を有するものに限る。
2. 工場等の新設・増設および空き工場等の取得にあたり、金融機関から資金の貸付けを受けるもの。
3. 同一区画において過去に利子補給を受けていないもの（燕市工場等建設資金利子補給金交付規程により利子補給を受けた場合も、過去に利子補給を受けたものとして取り扱います。）。
4. 以下に定める工場等の稼働期限までに工場等を稼働することができるもの。

区分	稼働期限
工場等の新設・増設	用地を取得した日から起算して5年以内
空き工場等の取得	用地を取得した日から起算して1年以内

### 《 4. 対象融資 》

- ① 工場等の新設・増設を目的に土地を取得するための融資
- ② 工場等を新設・増設するための融資
- ③ 空き工場等を取得するための融資

※①については②または③が補給対象となる場合に限り、補給対象とします。

## 《 5. 補助内容 》

補給期間内に支払った利子額に対して、次のとおり補給します。

項目	内容
補給率	補給期間内に支払った利子額の 50% (燕市産業開発促進条例に該当する場合は 25%)
補給期間	工場等の稼働日から 5 年間
補給上限額	500 万円/年
補給割合	借入資金のうち、実際に土地の取得・工場等の新設・増設・空き工場等の取得経費 <sup>※</sup> として充当された割合  例：空き工場を取得して、事業を実施する場合 補給割合 = 契約書に記載の土地および建物の価格/借入金額

※工場等の解体費用や修繕・改修費用および設備の取得費等は経費の対象外です。

※燕市企業立地促進補助金の交付を受ける場合は、交付決定額分を取得経費から除きます。

## 《 6. 受付期間 》

随時受付（なるべく申請前にご相談ください）

## 《 7. 承認申請について 》

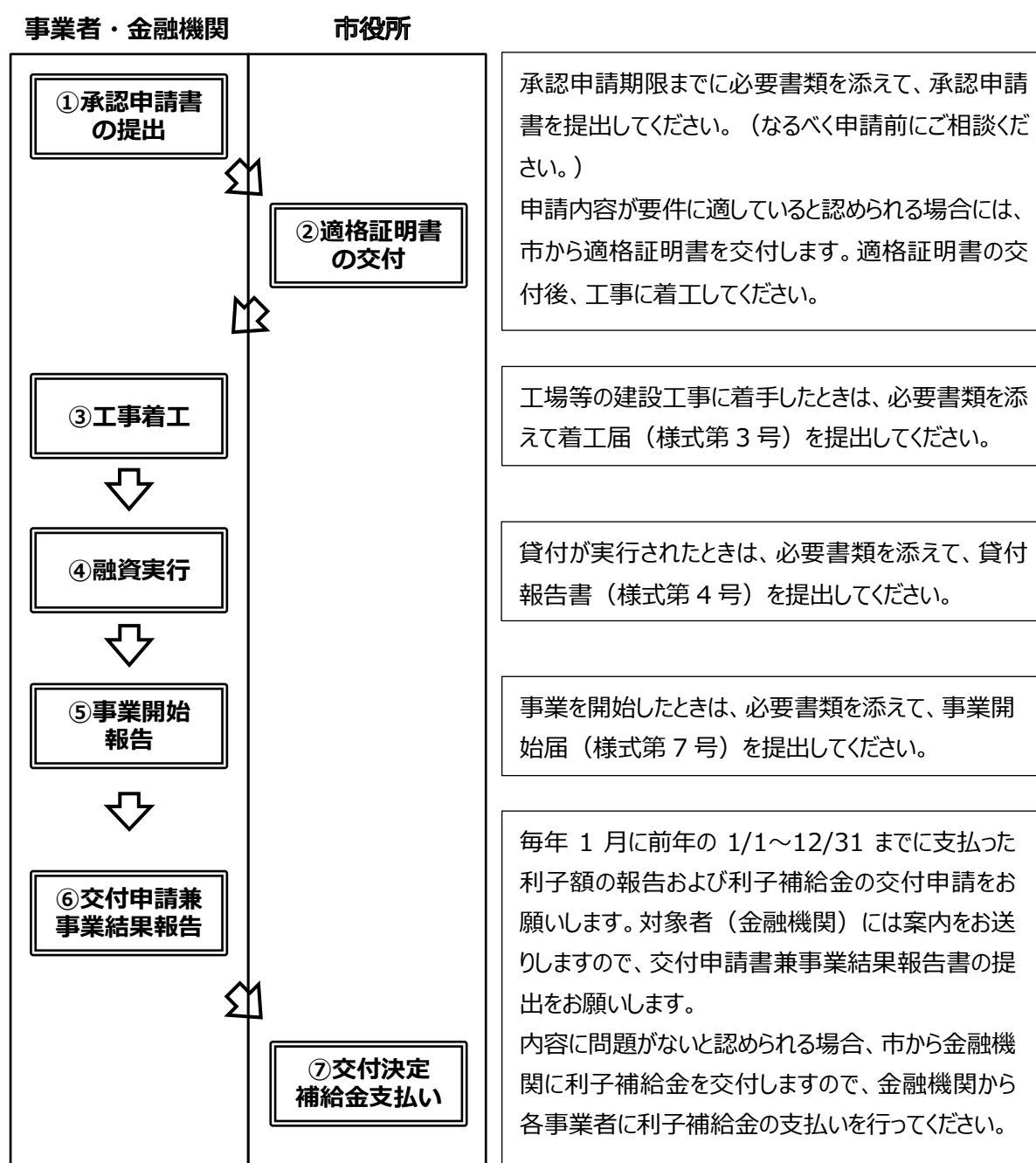
以下の書類を承認申請期限までに市へ提出してください。

1. 燕市工場等取得資金利子補給金承認申請書（様式第 1 号）
2. 取得した土地・空き工場等の登記事項証明書
3. 工場等の位置図
4. 不動産売買契約書の写し
5. 工場等の建設計画書（工場等を新設・増設する場合）
6. 建設工事見積書（工場等を新設・増設する場合）
7. 納税状況確認に係る同意書または納税証明書

●承認申請期限

区分	承認申請期限
工場等の新設・増設	工場等の着工日の前日まで
空き工場等の取得	以下の期日のうち、いずれか早い日まで 1. 用地を取得した日から起算して 60 日を経過する日 2. 工場等の稼働日の前日

《 8. 利子補給までの流れ 》

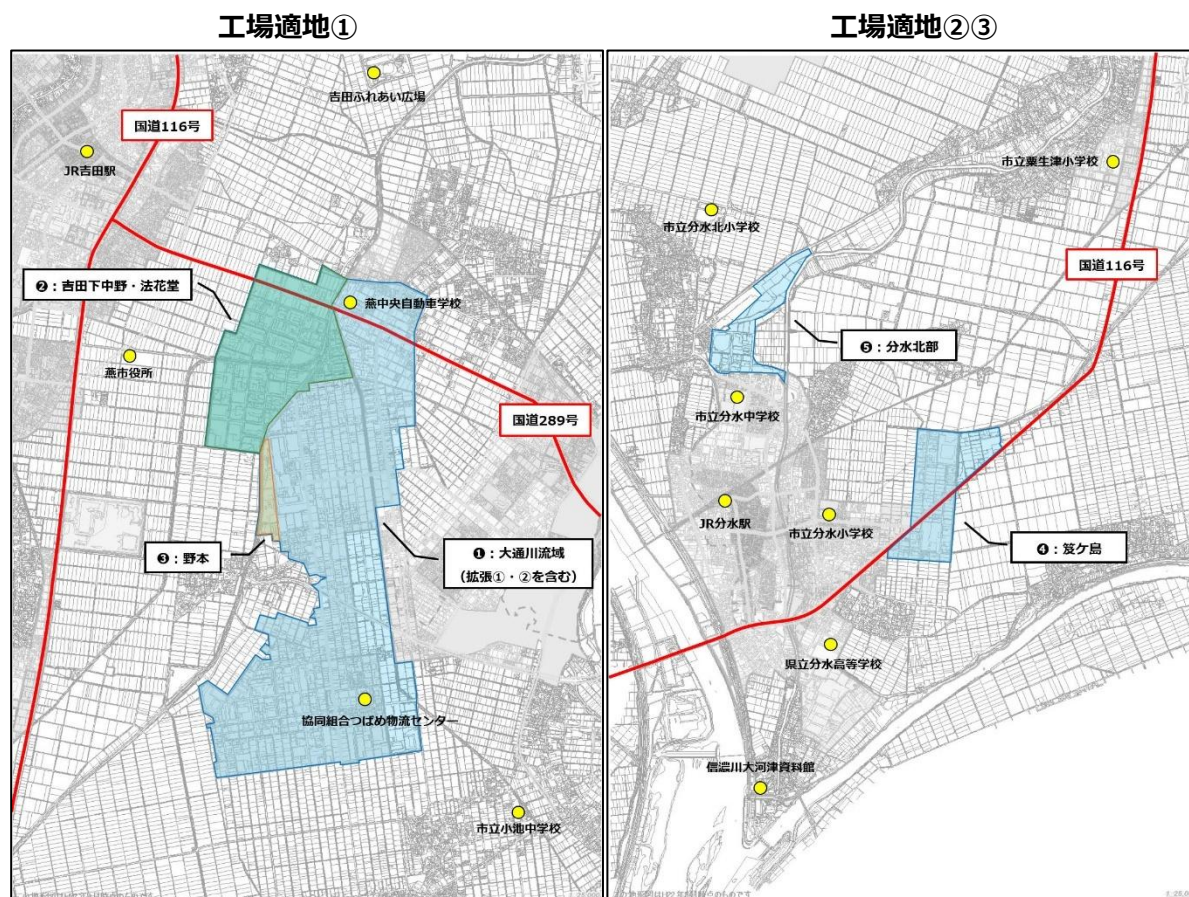


## 工場等取得資金利子補給金のご案内

※中古物件を取得した場合は、③着工届の提出は不要です。

※中古物件を取得した場合は、②適格証明書の交付があり次第、すでに実行済みの融資に関する貸付報告書（様式第4号）を速やかに提出してください。

### 《 9. 工場適地指定地域について 》

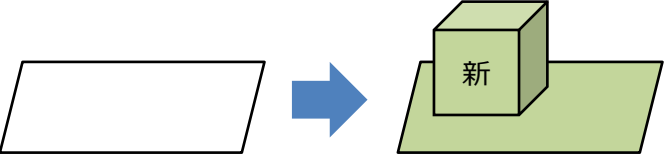

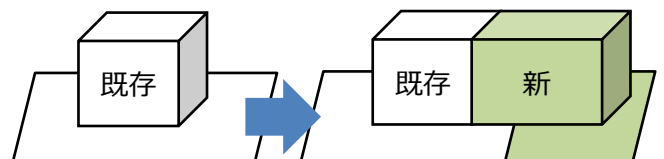
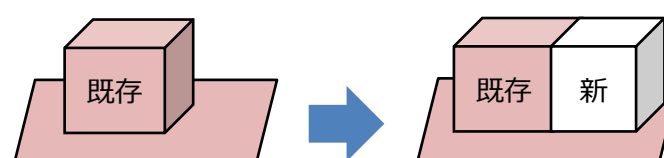
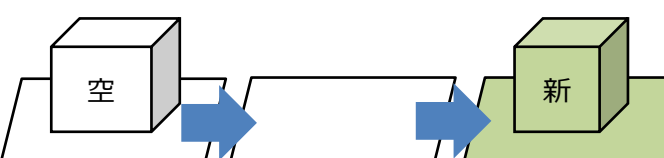
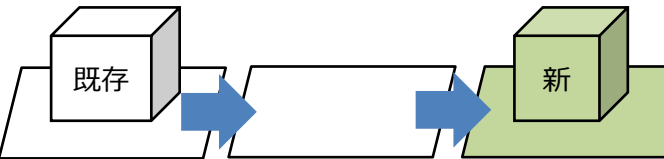
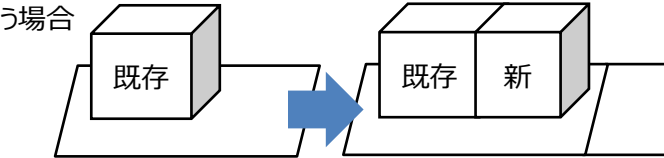


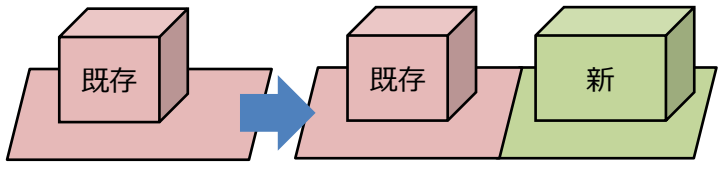
※重点促進区域についても工場適地指定地域とほぼ同じ範囲です。

《 10. 利子補給の対象可否について 》

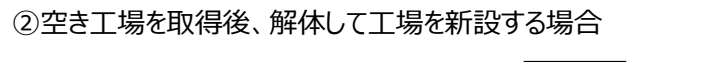
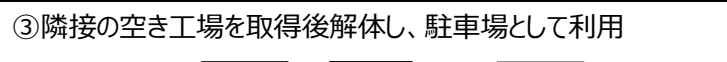
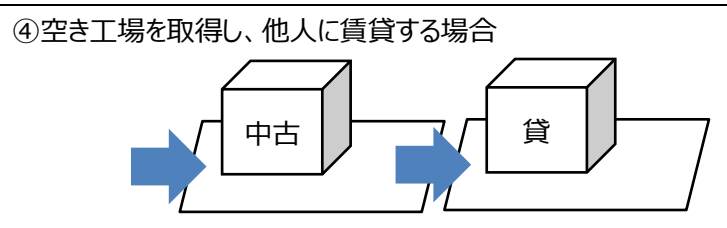
いずれのケースについても稼働期限までに工場を稼働することが可能なものを対象とする。

《工場を新設する場合》

<p>①更地に工場を新設する場合</p> 	<p>対象</p>
<p>②既存の敷地内に工場を新設・増設する場合</p> 	<p>過去に対象物件が利子補給を受けていない場合は対象 (既に土地取得日から5年を経過している場合は対象外。)</p>
<p>③新たに土地を取得し、工場を新設・増設する場合</p> 	<p>追加で取得した土地、新設・増設した工場については対象</p>
<p>④既に利子補給の対象となっている土地に新設・増設する場合</p> 	<p>対象外</p>
<p>⑤取得した空き工場を解体して、工場を新設する場合</p> 	<p>空き工場の取得及び解体のための借入については対象外 工場新設のための借入については対象</p>
<p>⑥既存の工場を解体して、工場を新設する場合</p> 	<p>既存工場の解体のための借入については対象外 土地取得から5年以内に新工場での事業が開始される場合は対象(過去に既存の工場が利子補給の対象になっている場合は対象外)</p>
<p>⑦敷地を拡大しているが、工場の新設・増設は既存の土地に行う場合</p> 	<p>対象外</p>

<p>⑧既存の敷地が利子補給の対象になっているが、隣接地を新たに取得し、工場を新設する場合</p>	<p>対象</p>
	

《空き工場を取得する場合》

<p>①空き工場を取得し、そのまま活用する場合</p>	<p>対象</p>
	
<p>②空き工場を取得後、解体して工場を新設する場合</p>	<p>空き工場の取得としては対象外 《工場等を新設する場合》⑤で対象</p>
	
<p>③隣接の空き工場を取得後解体し、駐車場として利用</p>	<p>対象外</p>
	
<p>④空き工場を取得し、他人に賃貸する場合</p>	<p>対象外</p>

上記のケースに当てはまらない場合は、担当までご相談ください。

《 11. 申請方法について・その他 》

- ・申請書類については、以下の必要書類を郵送または市の担当窓口まで直接ご持参ください。

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

更新日：令和8年4月1日

**【お問い合わせ先】**

燕市 産業振興部 商工振興課 新産業推進係

〒959-0295

燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地

TEL : 0256-77-8232 FAX : 0256-77-8306

E-Mail : shoko@city.tsubame.lg.jp